

事 務 連 絡  
令和 2 年 5 月 15 日

保護者各位

嘉手納町子ども家庭課

### 新型コロナウイルス感染症対策に伴う育児休業等からの復職について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う保育所等の施設における対応等について、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

これまで、認可保育施設等の入所児童に係る保育要件について、5月1日（月）までに職場復帰する必要があるところ、新型コロナウイルスの影響を受けて6月1日（月）に延長するとご案内しておりました。

その後、保護者の職場復帰に向けての期間を確保するため、職場復帰の期限を6月22日（月）まで再延長することとしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### ○就労要件の場合

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため**育児休業を延長される方**  
「**新型コロナウイルス感染症対策に伴う育児休業等からの復職についての証明書**」をご提出ください。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的に、労使間の協議により育児休業が延長された場合については、特例的に復職期限日を 6月1日から6月22日 に延長します。

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため**雇用開始日が延長される方**  
雇用開始日が延長される場合は、その証拠書類（雇用通知のコピー等）をご提出ください。

#### ○上記以外の要件の場合

通常どおりの取り扱いとなります。

※今後の罹患者の発生状況によって、対応が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせ：嘉手納町子ども家庭課 保育支援係 TEL：098-956-1111（内線123）